第147回産業統計部会　議事録

１　日　時　令和８年10月２日（金）13:00～14:18

２　場　所　総務省第２庁舎６階特別会議室及び遠隔開催（Ｗｅｂ会議）

３　出席者

【委　　員】

西郷　浩（部会長）、會田　雅人、二村　真理子

【臨時委員】

小西　葉子、清水　千弘、松下　東子

【専門委員】

川崎　玉恵

【審議協力者】

松田　健太郎（一般社団法人日本ガス協会企画部企画グループマネージャー）
東京都

【調査実施者】

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室：迫田室長ほか

【事務局（総務省）】

山村大臣官房審議官
統計委員会担当室：谷本室長、赤谷次長、中野政策企画調査官
政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：越統計審査官、小森調査官ほか

４　議　題　ガス事業生産動態統計調査の変更について

５　議事録

〇西郷部会長　それでは、定刻になりましたので、ただ今から第147回産業統計部会を開催します。委員、審議協力者の皆様、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。

本日は會田委員及び私が対面での参加で、それ以外の皆様はウェブで参加と伺っております。

本日の審議案件は９月28日、第233回統計委員会で諮問されましたガス事業生産動態統計調査の変更について審議していただきます。最初に審議に先立ちまして、いつものことですけれども私から３点申し上げます。

最初に、審議の進め方についてですけれども、通常と同じように、今回の資料の番号ですと資料２になりますけれども、審査メモに沿って事務局から審査の状況と、議論すべき論点をまず説明していただいて、資料３に基づいて、調査実施者から回答していただいた後で、委員の皆様に審議していただく形で進めたいと思っています。審議の過程では、説明資料を随時事務局で画面に表示いたします。それが１点目です。

２点目は参考の２で示していますけれども、審議のスケジュールについてです。今回の

諮問については、本日、第１回を含めて計２回の部会審議を予定しております。ただし、２回の部会で審議が終わらなかった場合には大変恐縮ですけれども、予備日である11月６日にも部会を開催する可能性がありますので、その点、お含みおきください。なお、答申案に関しましては11月に開催予定の統計委員会にて私から報告させていただきます。それが２点目です。

３点目といたしましては、本日の審議は15時までと御案内しておりますが、進行によっては若干前後することもあると思いますので、御容赦いただきたいと思います。特にこの後、統計基準部会の開催が予定されておりまして、その部会長が會田委員ですので、私の心積もりとしては14時50分までに部会を終わらせたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは審議に入ります。まず、諮問の概要についてですが、その内容に関しては、既に統計委員会で説明がされておりますので、この場での説明は省略させていただきます。なお、統計委員会において、諮問された際に委員から御発言があったのですけれども、御発言に関しましては、その場で質疑が完結しておりますので、その旨を申し添えたいと思います。その内容について、紹介をよろしくお願いいたします。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官　事務局の越でございます。今、部会長から御案内がありましたように、第233回統計委員会におきまして、概要の説明をさせていただいたときに質問を頂きましたので、御紹介をさせていただきます。

まず、今回追加する次世代エネルギーにつきまして、現行のＬＮＧ及びＬＰＧを対象としている調査の報告者の中で全てカバーできるという理解でよいか。それとも、この点について見直しが必要かという意見です。こちらは白塚委員から質問がございました。

これに対しまして、経済産業省から次世代エネルギーを調達し供給していくのは今回報告対象となっている小売事業者であるため、現行の報告対象事業者で全て対応できていますという旨の御説明がありました。

それから、２点目です。こちらも白塚委員からですが、概要資料ではＬＰＧが二つに分かれていますが、先般の熊本地震の際に、ショッピングモールで発生したＬＰＧの事故のようなものは②に含まれるのかと。どのようなものが②の対象になりますかということです。

これに対しまして、経済産業省からガス事業法の対象となるのは①のＬＮＧ、いわゆる都市ガスと、②のＬＰＧ、いわゆるコミュニティーガスであると。②のコミュニティーガスは、団地など一定の建物エリアに対して供給を行うものであると。御指摘の事案は③の液化石油ガス法の対象であり、ガス事業生産動態統計調査の対象には含まれないと、そのような旨の説明がありました。

質問は以上で、それぞれ調査実施者である経済産業省から回答がありまして、回答は済んだ形になっております。

以上でございます。

○西郷部会長　どうもありがとうございます。

それでは審議に入りたいと思いますけれども、まずは先ほど説明しましたように、資料

２の審査メモに沿って、個別の事項の審議に入ります。まず、資料２の審査メモの１ページにございます、今回申請された計画の変更について、事務局から審査の状況を説明してください。よろしくお願いします。

○渡辺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官　事務局でございます。それでは、資料２、審査メモの１ページを御覧ください。

今回のガス事業生産動態統計調査の変更では、ガスの原料等の項目に、従来「その他」に分類していた「合成メタン」、「バイオガス」及び「水素」について、個別の調査事項として追加することを計画しています。

まず、調査の概要ですが、本調査ではガス事業法に規定するガスの製造事業者以外のガス事業者を対象としており、表１のとおり、数量に係る事項及び金額に係る事項を把握しています。調査は様式の１－１及び１－２がいわゆる都市ガスの事業者が回答する調査票、様式２がいわゆるコミュニティーガスの事業者が回答する調査票で、今回の変更は調査票様式１－１及び１－２の調査事項の変更です。今回の変更の背景ですが、１ページ下の方のイに記載のとおり、令和７年２月に策定された「第７次エネルギー基本計画」において、合成メタン等の次世代エネルギーの活用推進が掲げられております。これを受け、経済産業省において、次世代エネルギーの安定供給に向けた方針等のエネルギー政策を検討する上で、これらの導入利用実態を的確に把握する必要があることから今回の調査事項の追加が申請されたものです。

続いて、具体的な変更内容について御説明します。２ページの図１を御覧ください。月次の数量調査である調査票の１－１のⅠ、原料について、液化合成メタン、合成メタン、液化バイオガス、バイオガス、液化水素及び水素の項目を追加することとしております。

続きまして、３ページを御覧ください。同じく調査票様式１－１のⅡ、ガス生産量及び購入量内訳について、気化後液化合成メタン、合成メタン、気化後液化バイオガス、バイオガス、気化後液化水素及び水素の項目を追加することとしています。また、四半期の金額調査である調査票様式１－２のⅧ、原料については、液化合成メタン、液化バイオガス及び液化水素の項目を追加することとしております。これらについては、第７次エネルギー基本計画の進捗状況のフォローアップ等に資するものであり、行政上のニーズを踏まえたものであることから、おおむね適当であると考えておりますが、報告者が回答可能なものとなっているか等について確認する必要があると考え、論点を４つ設定しております。論点ａが、今回、調査項目として追加する次世代エネルギーのこれまでの報告実績はどうか。ｂとして、今回追加する新たな項目は、本調査の調査票の適切な箇所に過不足なく追加されているか。また、新たな項目により作成される統計からどのような状況が新たに分かるのか。ｃとして、次世代エネルギーに関する調査事項について、報告者において回答は可能かどうか、何らかの検討、検証を行っているか。また、報告者が適切に回答できるようどのような方策を講じることを予定しているか。ｄとして、ガス事業法等を根拠とした行政記録情報にはどのようなものがあるか。行政記録情報を活用することによって、今回追加する調査事項に関する情報を把握できるか、といった論点を立てております。

事務局からの説明は以上です。

○西郷部会長　それでは、調査実施者から御回答よろしくお願いいたします。

○迫田経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長　本日はお忙しいところお時間いただきましてありがとうございます。経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室でございます。ただ今御説明いただきました論点につきまして、順次回答をさせていただきます。

それでは、資料３の２ページ、１つ目のａで、今回調査項目として追加する次世代エネルギーのこれまでの報告実績はどうかという御質問ですけれども、従来は様式１につきまして、「その他」の項目に種別を事業者自らが記入しまして報告をしているところです。実際、令和８年６月分については数社から報告実績があったところです。

続きましてｂ、今回追加する新たな項目は、本調査の調査票の適切な場所に過不足なく追加されているか、また、新たな項目により作成される統計からどのような状況が新たに分かるのかという御質問です。今回の改正ですが、行政施策の基礎データとして利用するということで、様式１につきましては、生産品目の「その他」の項目を「合成メタン」、「バイオガス」、「水素」、「その他」の４区分に再整理したものです。もともと、「その他」として事業者が記載をしている種別を過不足なく追加しているということです。今回追加する新たな項目は、「その他」のうち、報告があった具体的な種別について切り出したものでして、これにより取得する情報が新たに変化するものではありません。「その他」に複数の種別の記載を要する事業者につきましては、「合成メタン」、「バイオガス」、「水素」についての項目を追加することにより、「その他」の項目の中で混在することなく記載することが可能となります。

続きましてｃ、次世代エネルギーに関する調査事項について、報告者において回答が可能かどうか、何らかの検証を行っているか。また、報告者が適切に回答できるよう、記入要領の改正等、どのような方策を講じることを予定しているかですが、先ほど申し上げましたように、今回の改正ですが、行政施策の基礎データとして利用するために、様式１について「その他」の項目を新たに４区分に再整理するものです。既に「その他」として、これまでも事業者が記載をしている情報ですので、今回の改正によって、報告者に対して新たに負担を課すものではないと考えております。また、本調査事項の見直しにつきましては関係者とも事前に調整を行っておりまして、業界団体にヒアリングを実施して、回答が可能である旨の回答を頂いております。報告者が適切に回答できるよう、記入要領の改正案についてはこれから作成を予定しているところですが、記入要領については資源エネルギー庁ホームページに掲載をしておりまして、改正した記入要領についても新調査票と同様に、業界団体や地方経済産業局を通じてしっかりと周知をしていきたいと考えております。

続きましてｄ、ガス事業法等を根拠とした行政記録情報にはどのようなものがあるか、行政記録情報を活用することによって、今回追加する調査事項に関する情報は把握できないかという御指摘です。ガス事業法ですけれども、幾つか行政記録情報を取ることになっておりまして、下に表としてまとめているところです。事業者の区分としては、ガス小売事業、そして一般ガス導管事業、特定ガス導管事業とありますけれども、ガス小売事業に

対してはガス小売事業者登録簿に、小売事業登録事業開始前であるとか変更申請、各種変更届出のタイミングで出していただくということですけれども、こちらに記載される事項は、右側に書いてありますけれども、氏名、名称、住所であるとか、営業所、ガス工作物に関する事項、あと、需要に関する事項であるとか、ガスの量であるとか、このようなものが小売事業の登録簿に記載されるということです。

その下ですけれども、供給計画というもの、これもガス事業法第19条に基づいて作成をすることになっておりますけれども、これは翌年度の供給の見通しについて策定をしていただくということで、前年度の実績と当該年度の実績見込み、それと将来にわたって５年間の需給見通しを作成いただくことになっております。また、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業につきましても供給計画を策定していただくことになっておりまして、こちらも小売事業と同様に、実績と当該年度の見込み、そして今後５年間の見通しを記載いただくことになっているところです。ただ今申し上げましたように、こちらにつきましては、将来的な見通し、あくまでも供給の計画を記載いただくということですけれども、今回のガス事業生産動態統計調査は、生産や販売に関する情報ということで、こうした情報についてはガス事業法で収集していないことから、まさに統計調査で捕捉をしているものです。したがいまして、行政記録情報による代替は困難であると考えているところです。

以上です。

○西郷部会長　どうもありがとうございます。

それでは質疑応答の時間に入りたいと思います。ただ今の審査メモの説明と、それからそれの回答に関して、委員の方々から御質問、御意見等あったら伺いたいと思います。小西臨時委員、よろしくお願いします。

○小西臨時委員　御説明ありがとうございます。まず、ａとｂに関して、これまで様式１の「その他」にまとめられていた項目を、「合成メタン」「バイオガス」「水素」「その他」の４区分として新設することについて、非常に前向きな変更だと感じました。調査項目の削減や統合が進む中で、政策や社会のニーズに応じて必要な項目を新たに設けることは、大変重要だと思います。

その上で、１点質問させてください。資料１－２の９ページに、調査票の新旧対応表があります。今回の４区分は、従来の「その他」に報告者が記載していた情報を基に設定されたと理解しています。資料３の２ページには「数社から報告実績がある」と記載されていますが、従来の自由記述欄には、どの程度具体的な情報が記載されていたのでしょうか。また、そうした記述内容を確認した結果、今回の４区分で十分に網羅できると判断されたのでしょうか。新たな区分の設定に当たって、従来の報告実績をどの程度把握し、分類の網羅性を確認されたのかをお伺いしたいと思います。

○西郷部会長　分かりました。よろしいでしょうか、御回答いただいて。

○迫田経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長　こちらにつきましては、個別の情報、実績、実際にどのような事業者かといったことについては秘匿情報になってしまいますので、詳細は差し控えさせていただきますけれども、一般的に公表されている情報ベースで申し上げさせていただきますと、既に北陸ガスが平成11年の段階

からバイオガスを活用するという話をしており、あと合成メタンや水素についても、東邦ガスと晴海エコエネルギー、このようなところでの実績がありますので、本件の掲載についてのコメントは差し控えさせていただきますけれども、そういった形で実際に事業が行われていることをお伝えさせていただければと思います。

したがいまして、我々としましては、今回追加させていただきました項目でその事業者のニーズは満たされていると考えているところです。

○小西臨時委員　ありがとうございます。今御説明いただいた内容は、令和８年６月分において、数社から報告実績があったものに含まれているという理解でよいでしょうか。

○迫田経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長　はい、そうでございます。

○小西臨時委員　また、今回の項目を追加した後も「その他」の区分は残るのでしょうか。

○迫田経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長　「その他」は今のところ、残しておりまして、新しい都市ガスの原料が今後も出てくる可能性は否定されてはいないと考えており、また、そのようなことが出てきたときに、即時に対応できるように一応「その他」として残しておこうと思っておりますけれども、今回は実績が出てきているものをベースに追加させていただこうと思っております。

○小西臨時委員　ありがとうございます。続けてすみません。新しい調査票の「その他」で、回答者がどの区分に該当するか判断できないものを記入した場合についてお伺いします。その場合は、その内容を調査実施者側で確認し、今回の４区分のいずれかに該当すると判断できれば、それも調査の結果に反映されるという理解でいいですか。

○迫田経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長　今、全く新しいもの、ここの４区分以外のものですと、「その他」のところに事業者が新たに記載をしていただく、例えば今回加える合成メタンのように、括弧して合成メタンといった形で記載をしていただくことになります。

○小西臨時委員　「その他」に該当するものがあれば、「その他」として集計されるということですね。

○迫田経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長　はい。

○小西臨時委員　分かりました。ありがとうございます。以上です。

○西郷部会長　ありがとうございます。ほかにございますか。

では、ないようでしたら、私から少し質問させていただいて、まず、今回の質問項目の追加は、トレンド、これから増えるであろう種類のエネルギー種別に関して、言わば先手を打つ形で調査票を変えておこうという、言ってみれば攻めの変更で、それは私も小西臨時委員と同じように歓迎したいと思います。

ただ、攻めている分、記入の状況がどれぐらい見込めるのか。今まで「その他」である程度はあったということですけれども、直近ではまだそんなにないだろうということも心配されるところなので、そうすると、例えば私が少し心配しているのは２点ほどあって、一つは、ある一つの事業者にとっては全部埋める、追加された欄を全部埋めることは恐らくなくて、実績がないところもいっぱいあるわけですよね。そうなったときに、実績がな

いところが空欄のままにされてしまうと、実績ゼロだから空欄なのか、それとも無回答だから空欄なのかが区別できなくなってしまって、審査や集計のときに非常に困ると思うのです。これは別にこの調査に限らず、ほかの調査でも同じことですけれども、無回答とゼロ記入がきちんと区別できるように、あるいはもっと言えばゼロをきちんと書いてくださいというのを徹底させるようにしておかないと集計のときに困るだろうというのが心配することの一つです。

もう一つは、たとえゼロとかそのようなものがきちんと集計されて、調査票がきちんと完全に記入が済んでいたとしても、今度は統計表を公開するときに、事業者の数が非常に少ないために結局公表できない、せっかく調べたのに公表できないことがあり得ると思います。ですので、その際にどのように対応するのか、もしかしたら過渡的なことかもしれませんけれども、過渡的とは言いながら、先手を打って調査票を変えたことの責任は取っていただかないといけないということですので、例えば、今回、せっかく調査票には追加したのだけれども、事業者の数があまりにも少ない、報告者の数があまりにも少な過ぎて表章ができない。表章ができない場合には、例えば今までと同じような表章の仕組みで、調査票のレベルでは区分けされているのだけれども、今回の表章に関しては、やむなく全部「その他」にまとめて公表するとか、何かそのような対応を考えていただいた方がいいのかと思っています。

この２点が、私が今回御説明いただいたときに気になった点です。まずはゼロと無回答をきちんと区別する工夫としてどのようなことを考えておられるのかということが一つと、あとは報告者の数があまりにも少な過ぎたときに、どのようにしてそれを公表していくのか、あるいは表章していくのかについてお考えがあれば伺いたいと思います。

○迫田経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長　ありがとうございます。

まず、ゼロか、無回答か、未回答かですけれども、現時点の調査票の記入におきましても、そもそも実績がないものについては未回答でして、また、たまたま報告月に実績がゼロだった場合については、ゼロで記載いただくように対応しているところです。今回の改正におきましても記載要領に、しっかりとその旨記載させていただいて、個別に周知していきたいと考えているところです。現場に混乱がないように努めていきたいと思っております。

また、今後のトレンドについて御指摘いただきました。こちらにつきましては、まさに今エネルギー政策の中で、都市ガスの脱炭素化に取り組む中で、従来のＬＮＧのみならず、今回対象となる合成メタンであるとかバイオガス、水素の活用にも取り組んでいくことで、エネルギー基本計画でも導入の目標が定められているところです。今、足元でも事業者が将来的には海外から調達する合成メタンの量を増やしていくであるとか、国内で合成メタン、バイオガスなどを製造するといったことにもチャレンジしているところでして、例えば改正されて初年度であるとかそういったところは確かに実績も少ないことになろうかと思いますけれども、徐々に増えてくることになろうかと思っております。

その際に、今後、あまりにも少ない場合、ここは非常に難しい点であろうかと思います

けれども、一応報告書の形式との関係で申し上げますと、「その他」も今後残していくことになりますので、そこを更にまた集計することになると分かりにくくなってしまうこともあろうかと思いますが、対外的に分かりやすい説明の仕方であるとか、資料の作り方であるとか、そういったところで何か工夫ができないかを、出ている状況を見ながら検討をすることによって、分解されたことによって全体がかえって分かりにくいことにならないようにしていきたいと思っております。

○西郷部会長　ありがとうございます。ほかに何か御質問、御意見等ございますか。いかがでしょうか。

もしないようでしたら、またいつものことですけれども、前に戻って質問することもありというルールにいたしまして、一応審査メモの最初の論点に関しましては審議をしたことにします。

私の方で簡単にまとめますと、今回の調査項目の追加に関しては、日本のエネルギー政策の将来を見据えた上での前向きな変更で、部会としては非常に前向きにそれを評価した形にしたいと思います。ただし、それが移行過程にあることもあって、調査票の記入の仕方であるとか、あるいは表章の仕方であるとか、そういったものに十分な注意を払った対応が必要になる可能性があるので、調査実施者にはその点に重々注意して調査を実施していただきたいと、そのような意見が部会の中で出されたと、そのような形で答申のときにはまとめさせていただきたいと思いますけれどもそれでよろしいでしょうか。もし異論がなければ、次の論点に移りたいと思います。

それでは、今度は審査メモの次の論点に参りまして、大きい２番の、統計委員会諮問第94号の答申の、前回の諮問における今後の課題への対応状況について、これもまず事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○渡辺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官　事務局でございます。審査メモ４ページを御覧ください。

平成28年に本調査の変更が行われており、その際の答申において、上段の四角囲みのとおり、調定数等を都道府県別に把握することについては、今後のガス小売全面自由化の進展状況を踏まえ、報告者負担や利用者ニーズにも留意しつつ、例えば年１回の調査事項として追加する等、その把握可能性について引き続き検討することが必要である旨、今後の課題が付されております。

その下のアのところに、前回の諮問審議の際に出された御意見を記載しておりますが、地域別データに加え、都道府県別のデータが整備されることにより、より精緻な地域別エネルギーバランスの作成が可能となり、エネルギー政策や経済分析に資すること、また事業者にとっても市場規模やシェアの把握に役立ち、ガス小売全面自由化の下での競争促進にも資するのではないかと指摘がされました。これに対し、調査実施者からは、都道府県別の情報を毎月調査することは報告者負担が大きいこと、また、一部地域では事業者数が限られるため、月次データの公表によって個別企業の状況が推測される懸念があることなどが説明されました。その結果、直ちに都道府県別統計を導入することは困難であるものの、ガス小売全面自由化の進展も踏まえ、少なくとも年１回の調査事項として追加する可

能性について引き続き検討すべきであるとして、今後の課題に位置付けられております。

この課題への対応状況について、５ページの真ん中あたり、イに記載しておりますが、経済産業省は、業界団体を通じて確認を行った結果、各事業者は使用場所の住所等の情報は保有しているものの、都道府県別には管理しておらず、報告者の負担を考慮すると、調査事項として追加することは難しいと説明しています。これについて、この説明の適否を判断するためには、現在の調定数等の調査結果の公表状況、業界団体に確認した内容、ガス小売全面自由化以降の都道府県別の事業者数等の推移及び利活用ニーズ、報告者における調定数等のデータの保有状況について確認する必要があると考え、４つ論点を設定しております。

ａとして、現在の調定数等の調査結果については、どのように表章され、公表されているか。今後の課題との関係はどのようになっているか。ｂは、業界団体にどのような確認を行い、その回答はどのようなものか。ｃは、ガス小売全面自由化以降の都道府県別の事業者数等の推移、調定数等を都道府県別に表章することに対する利活用ニーズはどのようになっているか。ｄとして、報告者における調定数等のデータはどのような形で保有されているか。スマートメーター等の導入の進展により、都道府県別の調定数等の集計が容易となっていないのかといった点を論点としております。

事務局からは以上です。

○西郷部会長　ありがとうございます。

それでは、調査実施者から御回答をよろしくお願いいたします。

○迫田経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長　それでは資料３の４ページをお願いいたします。

まず、一つ目のａですけれども、現在の調定数等の調査結果についてはどのように表章され、公表されているか。今後の課題との関係はどのようになっているかということですけれども、こちらの４ページにもありますように、様式１については事業別、企業規模別、ガス種別に表章し、公表している状況です。また、様式２につきましては、団地の地点に供給している事業者、いわゆるコミュニティーガスが対象になっておりまして、こちらにつきましては都道府県別の集計が可能で、様式２は都道府県別に表章をし、公表している状況です。

ただ今申し上げました様式１のガス事業者は、都市ガス事業者と呼ばれる事業者でして、ガスの導管の供給区域は、都道府県単位にはなっていないということで、都市ガス事業者は、都道府県別にデータを把握するという想定にもともとなっていないです。したがいまして、仮に都道府県別に報告をすることになりますと、各項目につきまして都道府県別にデータを収集する作業を新たに行わなければならないので、システムを含めて対応していくことになりますと、大きな負担につながるのではないかと考えております。また現状、そのようなニーズも寄せられておらず、現時点において承知していないこともありまして、都道府県でのデータの収集、把握については行わない予定と考えております。

続きまして、ｂの業界団体にどのような確認を行って、その回答はどのようなものかですが、業界団体に対しまして、様式１について、ガス事業生産動態統計調査の調査項目を

都道府県別に報告することについて、令和８年９月に改めてヒアリングを行ったところ、供給区域はやはり都道府県単位ではないということで、都道府県別にデータを把握する想定ではなく、仮に都道府県別に報告をすると、各項目について都道府県別にデータを集計する作業を新たに行わなければならないので大きな負担になるとの回答を頂いているところです。

続きまして、ｃですが、ガス小売全面自由化以降の都道府県別の事業者数等の推移、調定数等を都道府県別に表章することに対する利活用のニーズはどのようになっているのかで、都市ガスの事業者、こちらは都市部を中心に規模の経済を生かしながら、一定規模の効率的な導管網を敷設することにより発達してきた事業者です。このため、人口密度や産業集積度が比較的低い地域では営まれておらず、都市ガス供給が可能な区域も国土全体の約６％となっております。総世帯数及び総事業者数に占める都市ガスが供給されている住戸等の割合は約５割となっております。天然ガスの多くを海外からのＬＮＧ輸入に依存しておりますので、多くの場合はＬＮＧ輸入基地を大消費地の近傍に建設をして、ガスの需要見通しを立てた上で事業採算性を勘案して、それぞれの整備主体にとって合理的な範囲で天然ガスインフラを整備してきております。その結果として、供給区域を拡大してきておりますけれども、扇形にガス導管網が拡張されておりますので、大都市では、都道府県をまたいでガス導管網が形成されてきています。こうした成り立ちから都市ガス事業者の供給区域は都道府県単位になっていないこともあり、都道府県別にデータを把握する形は想定されていないです。また、直近ではガス事業生産動態統計調査の二次的利用申請は年に数件で、今年度は現時点では０件ですけれども、こうした事情から都道府県別に表章することに大きなニーズがあるとは現時点では考えておりません。

最後、ｄですけれども、報告者における調定数等のデータは紙、電子データなど、どのような形式で保有されているのか。スマートメーター等の導入の進展により都道府県別の調定数等の集計が容易となっていないのかですが、多くの事業者では契約情報は電子データで保有管理をしている状況です。御指摘のスマートメーターの導入は徐々に始まっているところですけれども、一律に交換することができるものではなくて、メーターについては計量法の検定満了期間10年がありますけれども、この取り替えのタイミングに合わせて、順次改修が進められているということです。したがって、現時点では全面的な普及までは至ってないところです。また、ガスの導管ですが、都道府県を越えて接続されているものもありますので、事業者にとって都道府県別にデータを集計する前提がないので、事業者によってはシステム改修などで費用負担が発生することもありまして、調査事項の変更については業界団体と十分に調整を今、行っている状況です。

以上です。

○西郷部会長　どうもありがとうございます。

それでは今の御説明、それから御回答に関しまして、委員の方から御意見、御質問等を受けたいと思います。いかがでしょうか。小西臨時委員、よろしくお願いします。

○小西臨時委員　事務局の論点整理が分かりやすく、経済産業省からも丁寧に回答いただき、理解が深まりました。国土面積では６％にとどまる一方、世帯数で見ると約５割に関

わるという、国土の割合と実際に関わる世帯の割合の違いについても資料に明示していただき、非常に分かりやすかったと思います。

また、都市ガスの供給区域は扇状に広がっており、都道府県別に集計することが事業者にとって大きな負担となることも理解できました。

そこで質問ですが、約1,600の事業者が毎月この調査に回答しているとのことですが、各事業者では、調査票への記入に当たり、既存の業務システムなどからデータを転記しているのではないかと想像しています。その場合、設備等の位置情報自体は保有しているものの、都道府県単位で集計するための識別情報が付与されていないため、都道府県別の集計が難しいという理解でよろしいでしょうか。あるいは、例えば県境をまたぐ設備について、災害による破損などが発生した際に、その所在地をどのように把握・管理しているのでしょうか。面積の大きい方の都道府県に帰属させるなど、事業者や業界内で何らかの共通したルールがあるのかについても、お伺いできればと思います。

○西郷部会長　ありがとうございます。多分質問の内容は、行政区画を全く意識しないことも多分事業者としてはあり得ないので、そのようなニーズに応えるために、何か事業者で対応している可能性があるとすれば、それを利用した集計もあるいはできるのではなかろうか、私も意訳というか、そのような感じの質問かなと思いましたけれども、よろしいですか、小西臨時委員。

○小西臨時委員　はい。まず、事業者が都道府県という行政区画を全く意識せずに設備等を管理しているのか、それとも何らかの形で把握しているのではないか、というのが１点目です。２点目は、仮に把握しているのであれば、どのようなルールに基づいて管理しているのかをお伺いしたいと思いました。

○西郷部会長　よろしくお願いします。

○迫田経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長　こちらの統計については、あくまでも生産の状況、原料をどう調達してきているのか、どう使っているのかですので、それを各都道府県で分けながらやっていることではなく、事業者としては、あくまでも一括して受けていながら、サービスを提供していることになりますので、もちろん小売でスマートメーターの話を御指摘いただいておりますけれども、そのような中で、お客さんがどこにいるのかについては、各個別のデータが存在しますけれども、一方でそれを個別に、都道府県単位で集計をしていく形にはなっていなくて、どちらかというと事業者の中での管理は、全体の需要と供給が一致しているのかとか圧力がきちんと届いているのかとか、そのようなものが事業上、非常に重要な考え方になりますので、もともと都道府県でどう管理するかがメインになっていないことから、これをまた別にやろうとすると、システムの改修であるとかそういったことが発生していくと考えております。

○西郷部会長　小西臨時委員、いかがでしょうか。

○小西臨時委員　つまり、事業者は当然、位置情報や販売先を把握しているものの、原料の調達量や生産量については、そもそも都道府県単位に分けて把握することが難しく、そうした区分で捉えること自体が想定されていないという理解でよろしいでしょうか。

○迫田経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長　おっしゃるとお

りでございます。

○小西臨時委員　そうですね。そうすると、都道府県別の集計は現実的には難しいということですね。

○西郷部会長　多分できないことはないのでしょうけれども、すごくお金と時間がかかることだと思います。

○小西臨時委員　そうですよね。そうでなければ、約1,600の調査対象事業者について、原料がどこから入ってきて、どこへ供給されているかという実際の流れを考慮せず、事業者の所在地だけに基づいて都道府県別に集計することになってしまいますね。

○迫田経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長　おっしゃるとおり、事業実態ではなくなってきてしまうということです。

○小西臨時委員　そうすると、事業の実態を表すものではなく、あくまでも調査対象事業者の所在地に基づく集計ということになりますね。

○迫田経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長　おっしゃるとおりです。

○小西臨時委員　そのような統計に対するニーズがどの程度あるのか、という点も考える必要があると思います。

○迫田経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長　なので、実態的に、我々のところにそのようなニーズが寄せられていないのは、都道府県別の個別のデータの必要性を感じられていないということかと思っておりますし、また小売部分に関しましても、都道府県ではなくて、むしろ都道府県をまたいで、大都市圏が近ければそちらを中心に合わせながら、事業者、新規参入者の方々も供給することも考えますので、例えば、東京都の中だけとかですね、そのようなことでは営業として考えていくこともないかと思っておりますので、そうした個別の都道府県の小売のデータであったとしても、今のところあまりニーズとして出てきていないのかとは思っております。

○小西臨時委員　分かりました。ありがとうございます。

○西郷部会長　どうもありがとうございます。ほかに何か、今の点に関して、松下臨時委員、よろしくお願いします。

○松下臨時委員　ありがとうございます。まず、論点と回答の内容が非常に分かりやすかったという点に関しまして、小西臨時委員の御意見に賛成です。本当にありがとうございました。

その上で御質問ですが、本件は平成28年の問題意識に基づいた御検討だったかと思いますけれども、私は、今年度からの参加ですので、改めて遡って御確認をしたいのですが、平成28年の時点でどのようなニーズがあると想定されていて、それに関して現状で言うと、調査実施者側では難しいというか把握が不可能ということと、活用者側では実際のニーズがないことが分かったという理解です。そもそも平成28年の問題意識に照らし合わせて、その当時はこう思っていたけれども、現状では実際にはこうだったといったようなところでいうと、どのような回答になりますでしょうか。

○迫田経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長　平成28年の時

点でも、我々としては今申し上げたスタンスと変わってはいなかったところですけれども、今後、ニーズが出てくるようなことがあればという御指摘でありましたので、今回改めて確認をさせていただいた結果、状況に変化がないと考えているところです。

○松下臨時委員　了解いたしました。ありがとうございます。

○西郷部会長　どうですか。統計委員会というか、むしろ部会でどう考えたか、その時点でどう考えたかという話だと思うのですが、私は一応その部会に出ていたはずなのにあまり記憶していないのですけれども、当時はガスの小売自由化がスタートした時点で、どういうことが起きるかが少しよく分からなくて、統計というと、都道府県別を大体いつも考える、地域別の統計と言ったときには都道府県別が最初に出てくることから、そのようなニーズがあるかもしれないので、その時点での将来の動向等を見据えながら検討してくださいというのが多分前回の答申での、今後の課題で付いていたことになります。

今回、この部会で、調査実施者からのそれに対する御回答は、実際、平成28年から10年ぐらいたったけれども、そのようなニーズがそもそもなかったし、それを技術的に提供しようとするとかなり時間とお金とがかかると。ニーズがあまりないことから考えても、現時点でそれを提供するには及ばないのではなかろうかということが調査実施者からの回答で、その回答を、この部会でどのように整理するのかが我々の責任というか、使命になると思います。そのようなところでよろしいですか。

○松下臨時委員　理解いたしました。平成28年の時点でもニーズがあるかもしれないので検証しましょうという課題設定で、現状は成果に対して労力やコストが見合わないので対応しないとの方向で、ただ今議論をしていると理解いたしました。ありがとうございます。

○西郷部会長　補足をよろしくお願いします。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官　ありがとうございます。事務局から補足ですけれども、今回、資料２の審査メモに、当時の部会の議事録を一部掲載させていただいておりまして、先ほど説明の中でも少し御案内したところですが、今、松下臨時委員の質問に際しまして、もう一度復習させていただきますと、今申しました資料２の４ページに記載がございますけれども、まず、当時どのようなニーズがあると想定したか。実際ニーズまであったということではないのですが、ニーズが想定されたかですけれども、一つはエネルギーの利用実態、当時、エネルギーバランスという言葉を表現として使っておりますけれども、これは都道府県別に見ることが必要ではないかという想定をしていたということが、まず一つありました。このようなエネルギーバランスを見るというのは、日本経済を分析する人たちにとっても役に立つのではないかということが、ございました。

それから、小売の自由化の話もございまして、事業者の方々から見ても、新規に参入する場合に、また、参入しようと考えたときに、そこの調定数がどのくらいあるのかとか、ガスの消費量がどれぐらいあるのかということが統計として公表されている方が市場を理解する上で良いのではないかということと、もう一つ、今申しましたことの延長線上ですが、自由な競争をエンカレッジするということで統計を公表することもあるのではないか

ということが当時の議論の中でされたということで、そのようなことを踏まえて、未来の話でしたので、全て想定だったということではありますけれども、当時そのような議論をした上で、検討課題として付けたという経緯があったと存じております。

以上です。

○松下臨時委員　大変よく理解できました。ありがとうございます。

○西郷部会長　どうもありがとうございました。ほかに御意見等ございますか。小西臨時委員、よろしくお願いします。

○小西臨時委員　ありがとうございます。いずれにしても、前回からの今後の課題と議論の内容で、今後、システム改修のコストが下がったり、生成ＡＩの活用によって集計が容易になったり、スマートメーターの普及が進んでいくことを見据えて、都道府県別集計を引き続き今後の検討課題として残すのか、それとも、現時点で対応しなくても現状には差し支えないことを判断するのか、そのための材料が必要だと思いました。

その意味で、４ページの下線については、確認しておきたいと思います。例えば、新規参入を検討する際に、どの地域に事業機会があるのかを把握するため、地域別の情報を提供してほしいというニーズがあるのでしょうか。あるいは、月次での集計は難しくても、年に１回程度、業界の実態を把握するために、都道府県別の数値や地図上で地域差を示した情報があると望ましいと考えているのでしょうか。そうした事業者や業界のニーズ、実際の受け止めについて、把握されている範囲でお聞かせいただければと思います。

○西郷部会長　よろしいですか。潜在的な需要に関する質問になるので、なかなかお答えも大変かと思うのですけれども。

○小西臨時委員　そうですね。ただ、これまでの御説明では、都道府県別の集計は難しいというお話が多かったので、そもそも、そうした情報があれば望ましいと考えられているのかどうかも、まだ分からないと感じています。事業者や業界としてのニーズについて、感触だけでもお聞かせいただければありがたいです。

○西郷部会長　よろしいですか。お願いします。

○迫田経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長　はい。エネルギーバランスという形で平成28年のときに指摘いただいておりますけれども、まさに日本のエネルギーの需給の状況、あと、CO_2の排出、環境状況を見ることを、もちろん都道府県として見るのも、一つの考えとしてはあろうかと思いますけれども、日本全体を、事業活動を考えたときに一つの都道府県でとどまっていないケースもあるわけでして、多くの会社が複数の都道府県に事業所を持ちながら経営を行っていることもあります。

こうした事業者単位で見たときにどのような排出が行われるのかを考えて、排出サイドでいうと、その人たちがどのようなエネルギーを使って、どのようなCO_2を出していくのか、どれぐらいのCO_2を出していくのかを考えていくことですし、エネルギーの供給者という意味ではガス事業者の方がいろいろな事業者、都道府県をまたがりながら供給していく、むしろそのような形でやる方がより効率的に供給することが可能になることもあろうかと思っております。最近でもいろいろな複数の事業者をまとめながら、燃料の効率化であるとか環境対応をどう考えていくのかという話もございますし、省エネも複数事業

者で、一体でまとまってやっていきましょうといった話もあるので、国全体で見る中では、どちらかというともう少し広い単位というか、国単位で全体的にどう見ていくのかが、むしろ効率的というか、より実態が把握できるのではないかと感じているところです。

○西郷部会長　小西臨時委員、よろしいですか、今の御回答で。

○小西臨時委員　はい。私はいつも、将来この議論の経緯を振り返ったときに、なぜそのような判断に至ったのかが分かるようにしたいと思って発言しています。平成28年に都道府県別集計について意見が出された際も、単に都道府県単位なら集計できるのではないかということではなく、かといって市町村単位のように細かければよいということでもなく、ある程度広い地域単位で集計することが望ましいという考え方があったのだと思います。その中で、意味のある最小の地域単位として都道府県が想定されたと理解しています。しかし、今回の御説明では、都道府県単位でも供給区域の重なりが大きく、さらに広い経済産業局の管轄区域などで集計することも必ずしも適切ではなく、事業の実態を捉えるには全国単位で集計することが最も適切である、ということだったと理解しました。このような理解でよろしいでしょうか。

○迫田経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長　おっしゃるとおりでございます。

○小西臨時委員　分かりました。

○西郷部会長　ありがとうございます。ほかに何か御質問ございますか。

私から今のことに関連して、全国よりも小さい地域での表章はしているのですか。している。なるほど。それは意味があるわけなのですね。

○迫田経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長　局単位でやっておりますので、そういった中ではエリアではつかんでおります。

○西郷部会長　供給の仕組みから考えてそうせざるを得ないということで。

○迫田経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長　おっしゃるとおりです。

○西郷部会長　分かりました。ほかに何か御質問等ございますか。

それでは一応、議論が尽きたということで、これをどのように扱うかについて決めたいと思います。

まずは私の案を申し上げて、それに反対か賛成か決を採りたいと思いますけれども、一応私の考え方としましては、今回、前回の答申の際に出された今後の課題について、調査実施者でずっと検討をしていただいたのですけれども、２点、最初は都道府県別の表章というニーズそのものがそれほど多くなかったことと、それからもう１点としては、都道府県別の表章を実現しようとすると、回答者にかなり大きな負担をかけざるを得ないということが分かった。この点は前々から分かっていたのかもしれませんけれども、ニーズがそもそもなかったことが決め手となって、少なくとも前回の答申の際に出された今後の課題への対応に関しては、調査実施者としてできる限りのことをしていただいたと思います。

今後どうするかですけれども、少なくとも今回、今日の部会での議論で私が伺った限りでは、これから先も多分そのようなニーズはあまりない。なぜかというと、そもそも供給

の仕組みがそれに対応するような格好になっていないこともあるので、多分そのようなニーズが起きる可能性はそれほど高くないことと、あとは導管というか、管を基本として供給が行われている以上、それを分断するような形での集計は技術的にかなり難しいことは、たとえ技術が非常に進んだとしても、今後は少なくとも10年ぐらいは変わらないのではないかと思います。ですので、この部会では前回の答申で出された今後の課題を引き継ぐのではなく、今回それに対応していただいた形で一旦それを区切るというか、対応したということで、対応を終了していただくことで結論したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○西郷部会長　ありがとうございます。それでは、反対意見はなかったということで、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございます。

それでは今日用意した審議事項２点、両方とも済んだ形になりますけれども、２点、最初の変更案そのものと、それから、前回の答申における今後の課題への対応、この２点に関して、特に追加的に何かおっしゃりたいことがあれば、今伺いたいと思いますけれどもいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今日用意していた審議案件は、この２件でおしまいになります。次は答申を作成するのが、この部会としての責任になりますけれど、今日初回ですので、当然のことながら答申案は用意してございません。ですので、今、私で持っている答申案の方針を申し上げて、それについて御意見を頂いた後で、その方針に基づいて作成した答申案を後で書面審議で皆さんに回覧して決着する格好で進めたいと思いますけれども、まず手順としてそれでよろしいでしょうか。もし、もう一回集まった方がいいとかそのような御意見があれば伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。私の方針そのものを聞いた後の方がいいということであれば、先にその方針を申し上げますけれども、どうしましょうか。

○小西臨時委員　書面審議でいいと思います。

○西郷部会長　まず、私の方針を申し上げて、それでも書面でも大丈夫か判断いただきたいと思います。

まず、これから書く答申案の方針ですけれども、今日議論していただいたのが２点なので、答申案も２点について述べる形になります。最初は変更そのものに関してなのですけれども、変更に関しては、今回、出された変更案に関して、特に委員から反対意見はなかったと伺っております。ですので、変更案そのものに関しては、部会として適当と判断したとさせていただきたいと思います。ただし、その際、実施に当たって、まずは調査票できちんと記入ができるのかどうか。特に、無回答とゼロがきちんと区別されて、それが集計の際にきちんとうまく無回答とゼロが切り分けられるような形で、調査票の設計なり実査なりをしてくださいという注文がついたことと、あとは、表章の際に回答する事業者が少ないがために表章できないこともあり得るので、それに対応するための方策をあらかじめ考えておいてくださいというような、過渡期における対応を特にお願いしたい、そのような御意見がありました。それについて、今後の課題というよりは、今、私が申し上げたことは、この調査に限らず、どんな調査でも必ずやらなければいけないことですので、そ

の意味では今後の課題ではなく、調査実施者に留意していただきたい事項としてとどめておいて、かつ、これも答申案にそのように書くか、それとも議事録に残しておくだけで済ますかに関しては、今は私、腹案は特にないですけれども、後で事務局と相談いたしまして、実際に答申案を皆様に回覧したときに、ここはこのように判断して、このようにしましたという案を示したいと思います。

まとめると、１番目の最初の論点に関しては、変更案そのものは了承すると。次に、調査の実施に当たって変更された調査票に基づいて実査、それから集計が行われる際に、十分注意してくださいということについて、答申案にどう書くかは、まだペンディングですけれども、少なくともそのようなことを書くとすれば書く形で、最初の論点は終わりにしたいと思います。

２番目の今後の課題、今回の答申における今後の課題に関してなのですけれども、少なくとも前回の答申における今後の課題に関しては、調査実施者で適切に対応していただいた整理にして、私の今の時点での思いでは、今回の答申に書く今後の課題は特にないということで、宿題はなしという答申案にしたいと思っています。

以上２点、私から答申案の作成方針について申し上げましたけれども、何かそれに関しまして、御意見等を頂ければと思いますけれどもいかがでしょうか。小西臨時委員、よろしくお願いします。

○小西臨時委員　ありがとうございます。平成28年度から引き継いできた今後の課題をなくすことに賛成です。別の点として、部会長が１点目に御懸念されていたことについては、今後の課題には入れる必要がないということですか。回答者が答えやすい工夫、また、集計結果の精度のための工夫については、第１の論点の中でしっかり書くという理解でいいですか。

○西郷部会長　私はそう考えております。その理由は、今御指摘いただいた点は別にこの調査に限ったことではなく、どんな調査でも必ずやらなくてはいけないことなので、特にこの調査固有の今後の課題ではなかろうということから、今後の課題には書かずに、もし書くとすれば第１の論点ですか、変更案そのものの注意事項として書く形にしたいと思います。

○小西臨時委員　賛成です。現状では、「その他」を回答する客体も少ないので、今後の課題に入れないのであれば論点１に現状をしっかり書くのがいいかと思います。以上です。

○西郷部会長　ありがとうございます。ほかに御意見ございますか。

もし、ほかに追加的な意見がないようでしたら、今、私が申し上げた方針、それから小西臨時委員からいただいたコメントを踏まえて、答申案を事務局と私とで相談して作成させていただきたいと思います。

そういたしますと、対面式の第２回の部会は必要ないことになると思いますので、第２回の部会に関しては、いわゆる書面審議で済ませたいと思います。具体的には私と事務局で相談して作った答申案を皆様に回覧して、その答申案でいいかどうかについて御意見いただいて、それで対面の部会をせずに決着という形にしたいと思います。そのような手順でよろしいですか。特に御意見がなければそのようにしたいと思います。

それでは、一応これで全部おしまいということでよろしいですか。先ほど最初に申し上げましたけれども、２回目の部会は書面審議といたしまして、そこで決着した答申案を、11月の統計委員会で私から報告させていただくことにいたします。

それでは、今日用意した議題は全部済んだ形になりますけれども、皆さんから何かございますか。なければ、事務局からクロージングをよろしくお願いします。

○渡辺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官　事務局でございます。

御審議ありがとうございました。本日の部会審議の内容について、追加の御質問やお気づきの点等がございましたら、10月７日水曜日、15時、午後３時までにメールにより事務局まで御連絡をお願いいたします。

最後に、本日の部会の議事録については事務局で作成次第、メールにて御照会いたしますので、こちらにつきましても御確認をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○西郷部会長　どうもありがとうございます。

それでは、これにて閉会いたします。どうもありがとうございました。